

東浦町地域防災計画の修正案要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされている。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画では、主に水防法等の改正に関する項目及び防災基本計画に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映した。

原子力災害対策計画では、主に原子力災害対策指針に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映した。

2 主な修正事項及び修正箇所

(1) 愛知県基幹的広域防災拠点について

ア 愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

- ・ 県が名古屋空港北西部（豊山町・青山地区）に「愛知県基幹的広域防災拠点」として、消防学校及び愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、これを自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ及び県内全域への供給に必要な物資ターミナルとすることについて、記載を追加。

（資料 2 風水害 P8）

(2) 水防法等の改正を踏まえた修正

ア 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長の助言・勧告

- ・ 水防法等の改正に伴い、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、町長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加。

（資料 2 風水害 P2、3、8）

イ 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告

- ・ 水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、町長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加。

（資料 2 風水害 P2、3、7）

(3) 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

ア 名古屋市への事務委託について

- ・地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し運用することについて記載を追記。

(資料 2 風水害 P18、資料 3 地震 P16)

(4) 安否不明者等の氏名公表について

ア 安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

- ・安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加。

(資料 2 風水害 P16、資料 3 地震 P12、13)

(5) 防災基本計画の修正を踏まえた修正

ア 消防団員等が参画した防災教育

- ・幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記。

(資料 2 風水害 P10、資料 3 地震 P8)

イ 避難所等における各種対策

- ・指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正。

また、県及び町が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記。

(資料 2 風水害 P5、7、19、資料 3 地震 P3、5、18)

ウ 防災関係機関相互の連携

- ・県として多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築することや、県及び町において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、町及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記。

（資料2 風水害 P5、資料3 地震 P3）

エ その他の修正

- ・従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記。

（資料2 風水害 P15）

- ・町において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記。

（資料2 風水害 P6、資料3 地震 P12）

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。